

# 廃棄物処理政策に関する これまでの施策の施行状況

# 目次

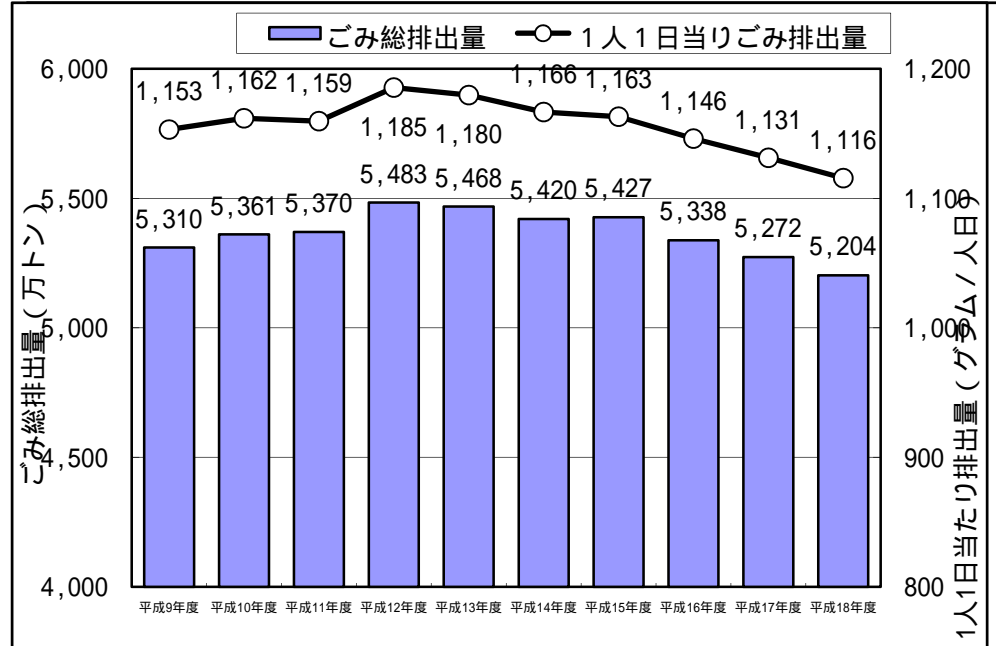
1 . 全体の状況	2
2 . 適正処理対策	
排出事業者責任	14
廃棄物処理業許可制度	21
廃棄物処理施設対策	29
不法投棄対策	38
3 . 廃棄物処理法の活用による3Rの推進	45
4 . その他	
地方自治体の運用	55
廃棄物の輸出入	59
低炭素社会との統合	65

# 1 . 全体の状況

# 廃棄物の排出量の推移

## ▶ 一般廃棄物の排出量は5,204万t (平成18年度)

排出量は平成12年度以降断続的に減少し、基本方針の平成9年度5,310万tを2年連続で下まわった。

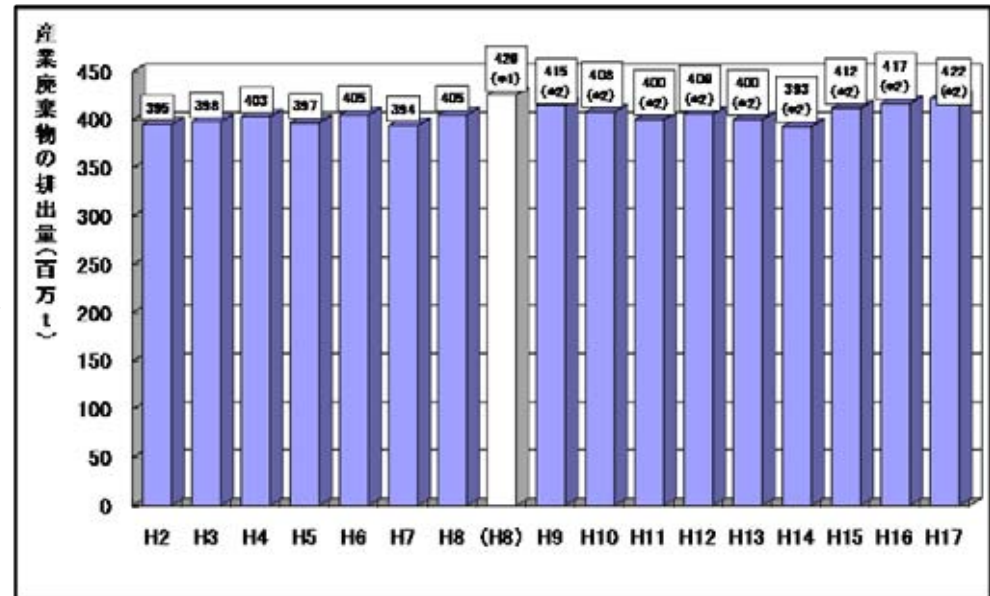


## ▶ 産業廃棄物の排出量は422百万t (平成17年度)

排出量は一般廃棄物と同様に平成2年度までは急激に増加。平成2年度以降は4億t前後で大きな変化はなく、バブル経済の崩壊後はほぼ横ばい

1: ダイオキシン対策基本方針に基づき、政府が平成22年度を目標として設定した「廃棄物の減量化の目標量」における平成8年度の排出量を表す

2: 平成9年度以降は 1と同様の算出条件で算出

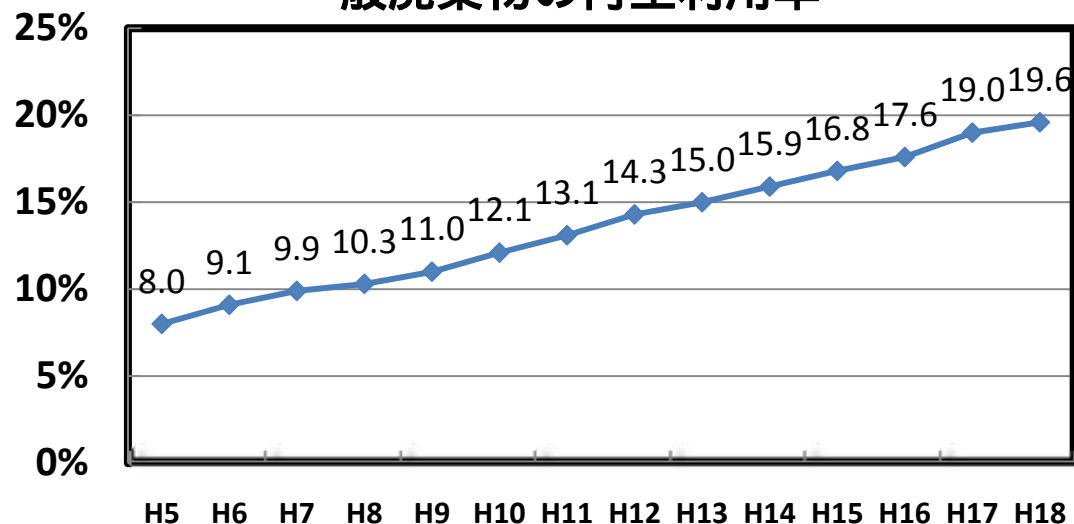


# 廃棄物の再生利用率の推移

▶ **一般廃棄物の再生利用率は  
19.6%（平成18年度）**

一般廃棄物の再生利用率は着実に上昇しており、平成18年度には20%に迫っている。

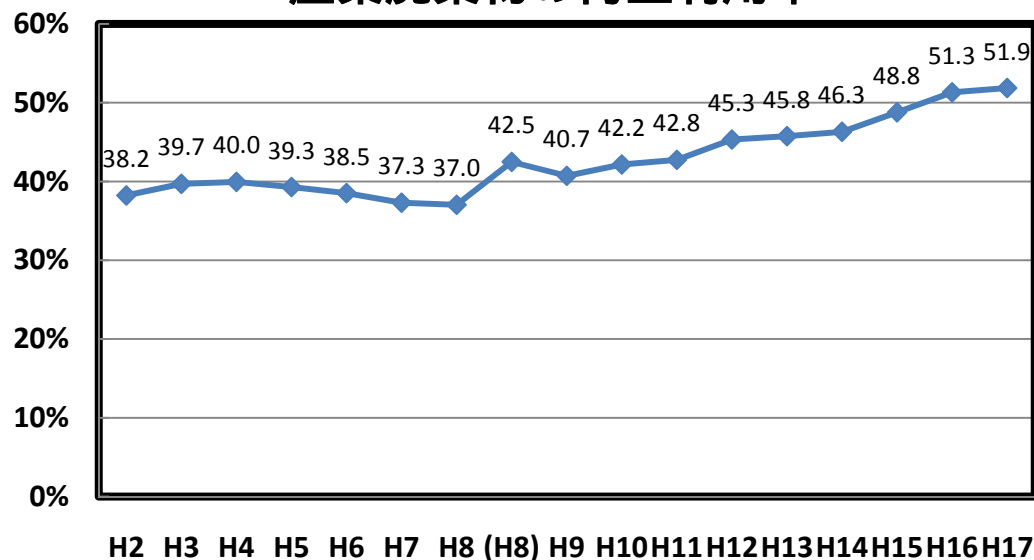
## 一般廃棄物の再生利用率



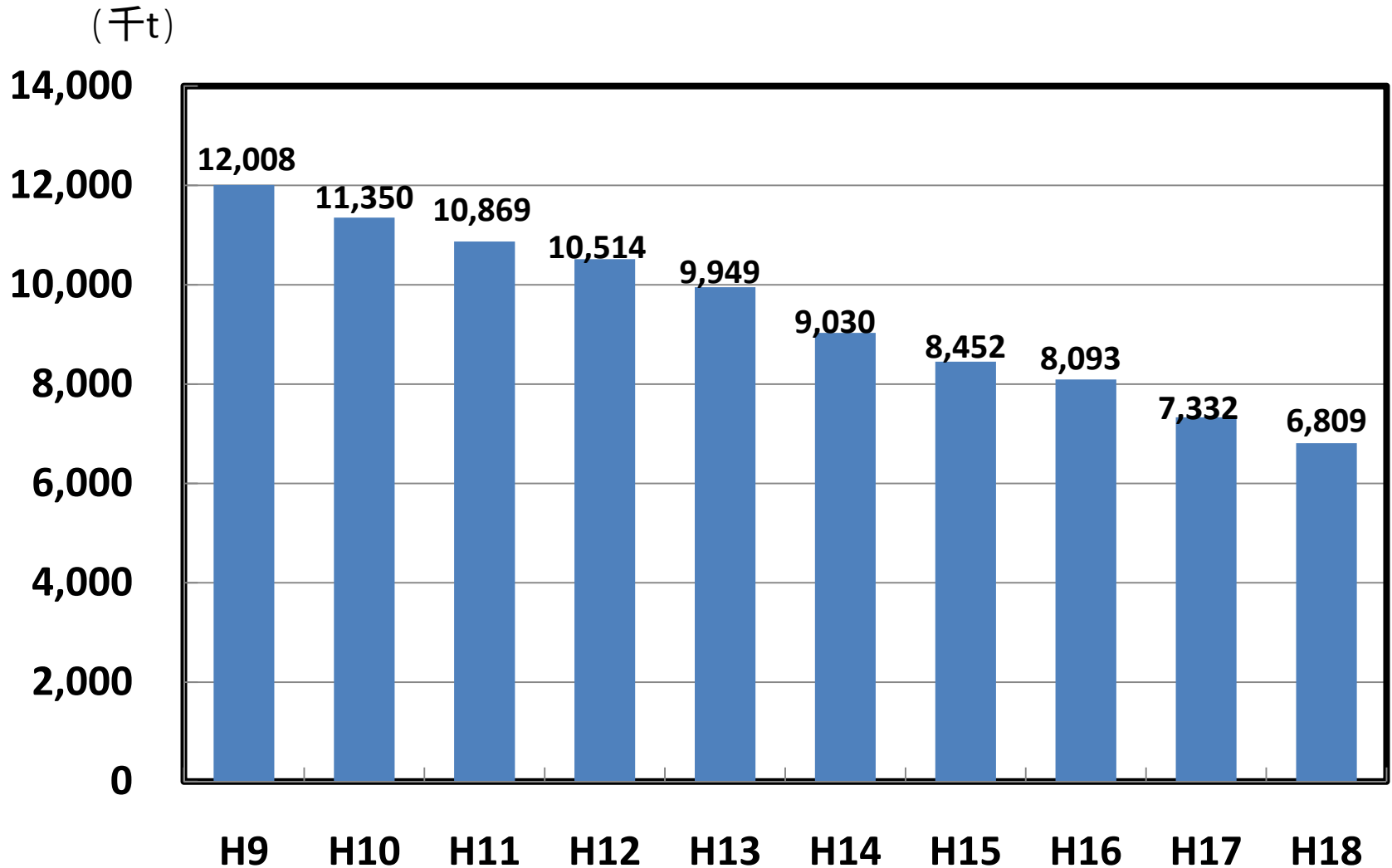
▶ **産業廃棄物の再生利用率は  
51.9%（平成17年度）**

産業廃棄物の再生利用率は着実に上昇しており、平成16年度には50%を超えている。

## 産業廃棄物の再生利用率

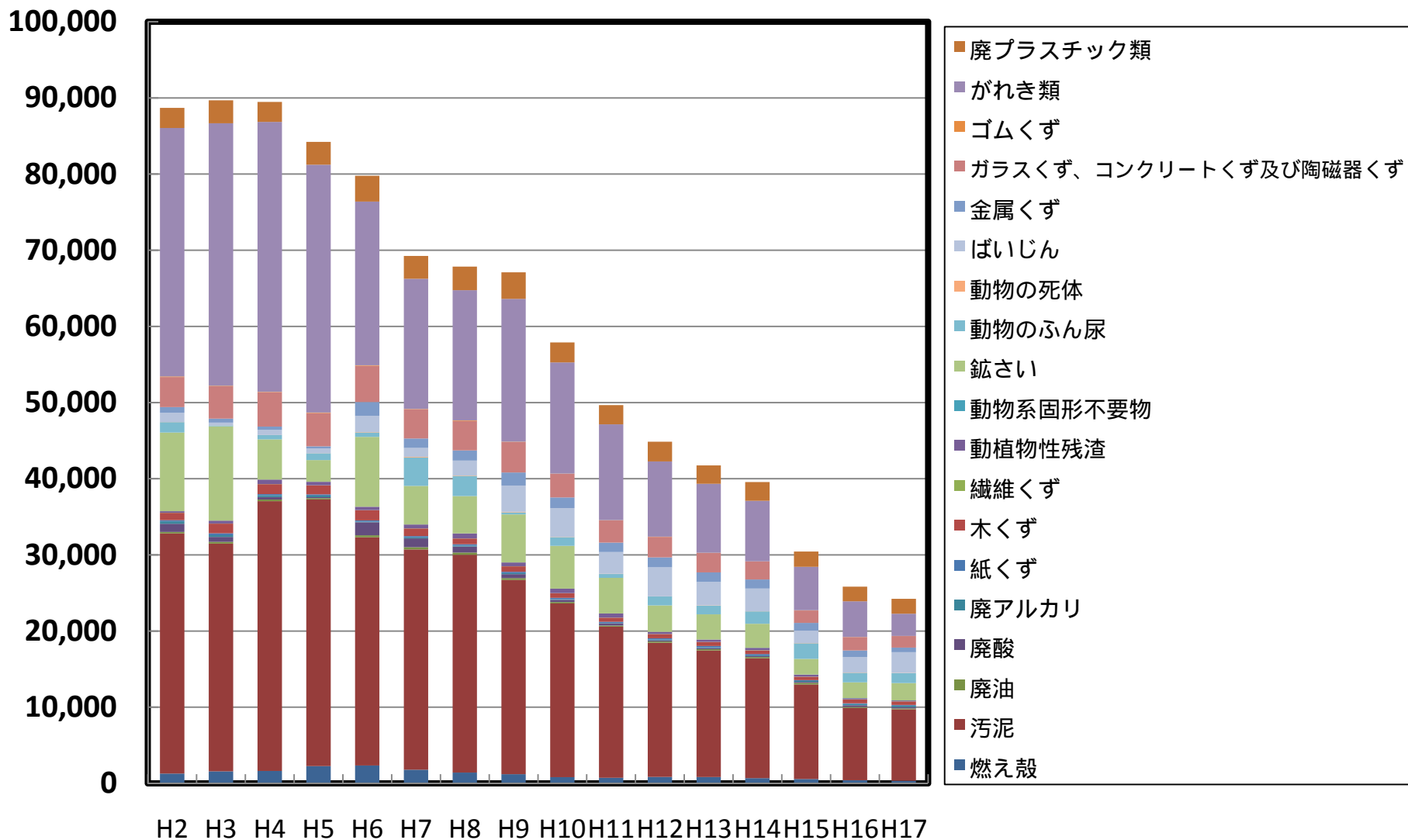


# 一般廃棄物の最終処分量の推移



# 産業廃棄物の最終処分量の推移

(千トン)



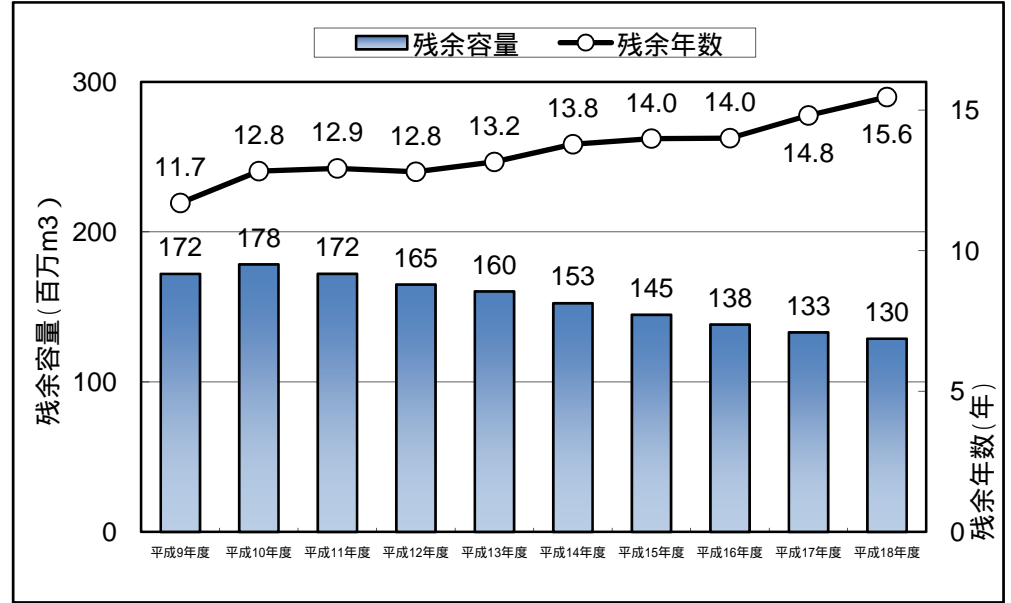
分類については、発生時点の廃棄物の種類で行っている。

(例 廃プラスチック類の焼却に伴い生じる燃え殻の埋立について、廃プラスチック類として計上)

# 最終処分場のひっ迫

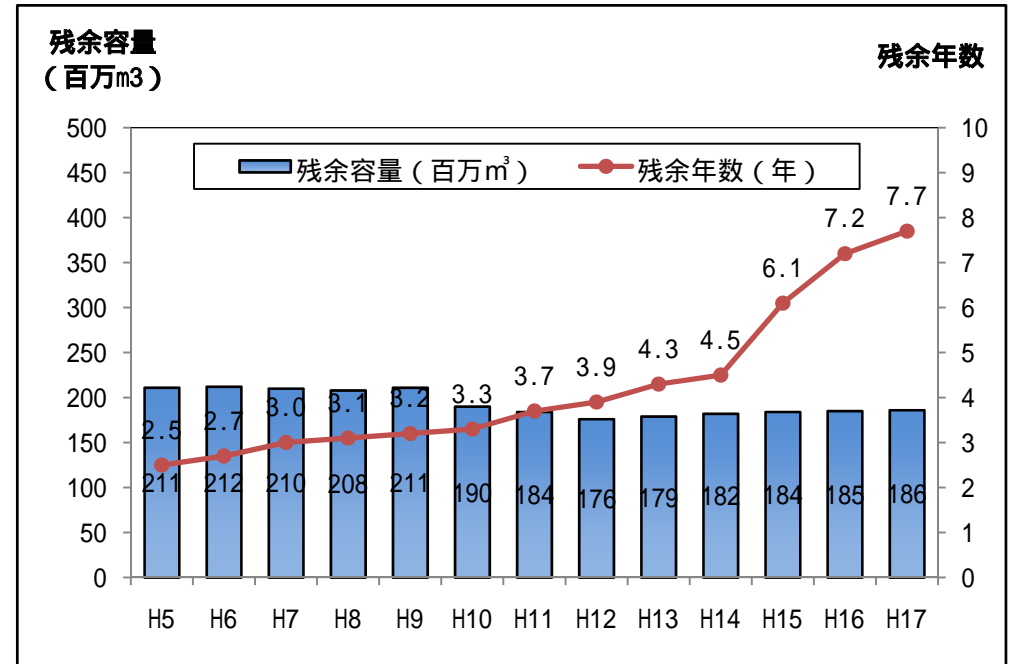
▶ **一般廃棄物の残余年数は15.6年分**  
**(首都圏は17.0年分) (平成18年度)**

公共の最終処分場を確保できていない  
 市町村が343



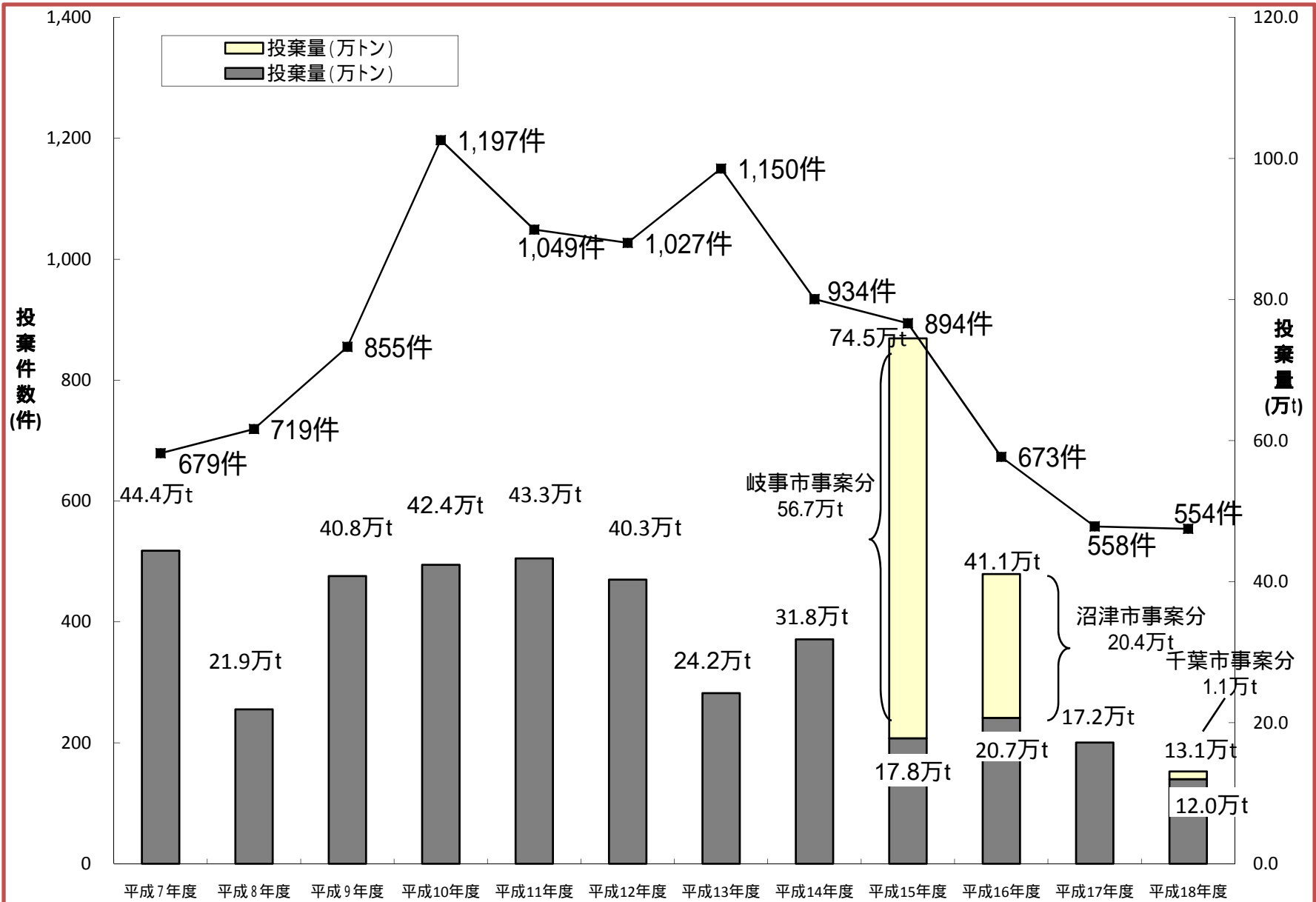
▶ **産業廃棄物の残余年数は7.7年分**  
**(首都圏は3.4年分) (平成17年度)**

最終処分場の新規設置数は、平成10  
 年度の136施設から、平成16年度は38  
 施設、平成17年度は32施設(ともに許  
 可件数)と激減





# 不法投棄件数及び投棄量の推移（新規発覚事案）



# 平成18年度不法投棄種類内訳

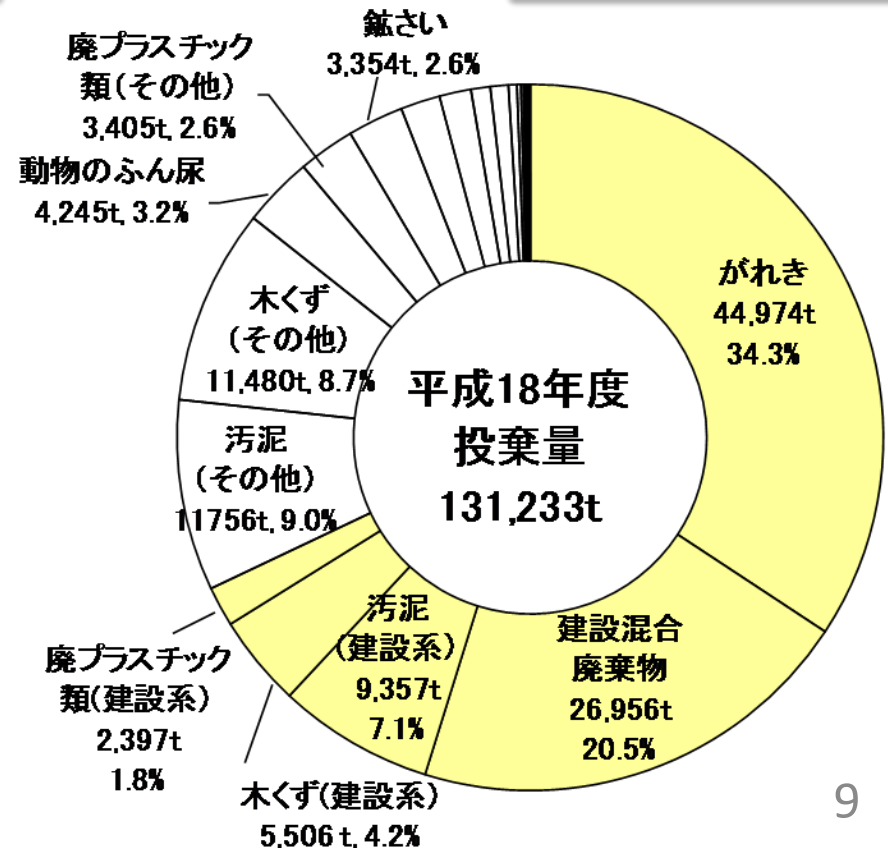
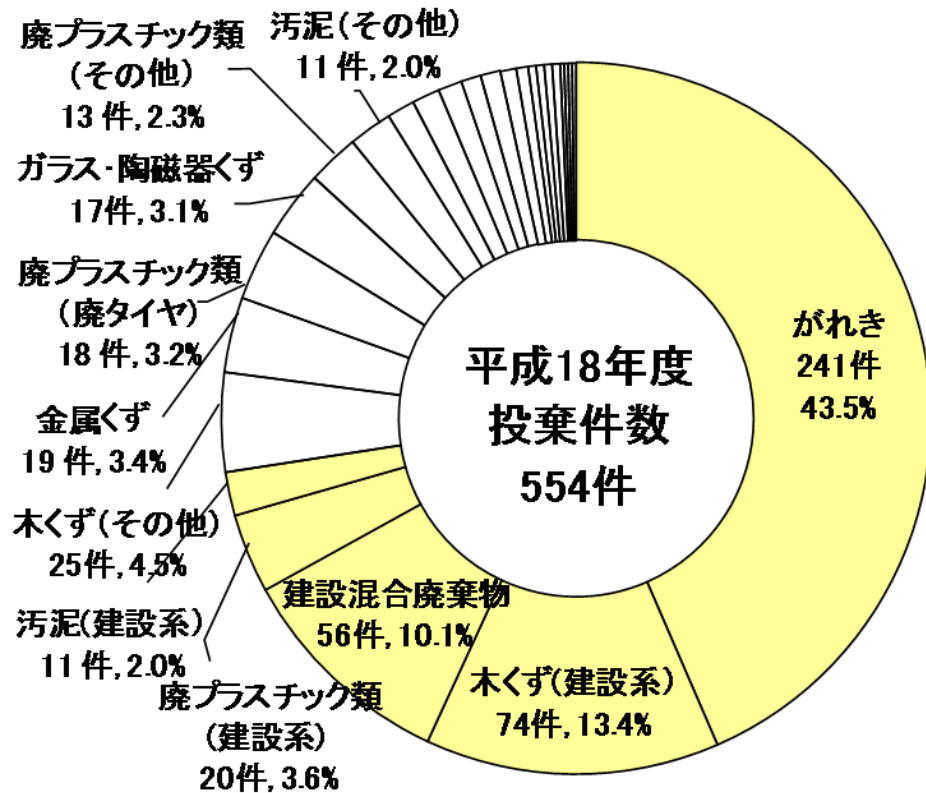
投棄件数・投棄量ともに建設廃棄物が多く、全体の約7割を占めている。

建設以外廃棄物計  
152件 27.4%

建設廃棄物計  
402件 72.6%

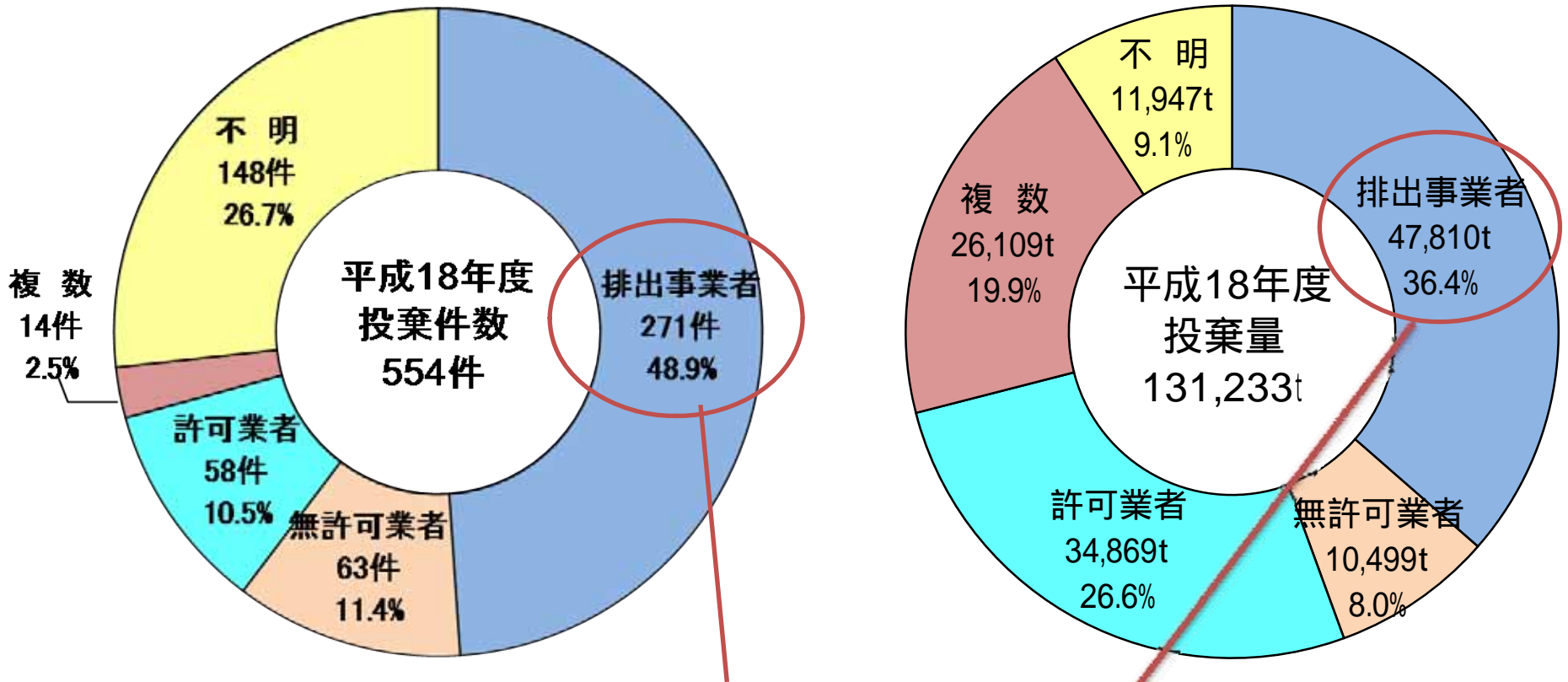
建設以外廃棄物計  
42,044t 32.0%

建設廃棄物計  
89,190t 68.0%



# 平成18年度不法投棄実行者内訳

排出事業者が不法投棄実行者である場合が、  
投棄件数では約49%、投棄量では約36%と最も多くなっている。



「排出事業者」のうち、205件(76%)、34,222t (72%) が建設系

# 不法投棄の現場（建設系廃棄物等）



# 産業廃棄物処理の構造改革

## 産業廃棄物の構造的な問題

廃棄物 = 不要なもの



### 無責任状態での経済原則

処理コスト負担の動機付けがない

安かろう悪かろうの処理

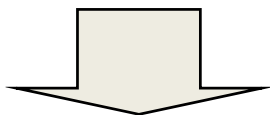
悪貨が良貨を駆逐  
(優良業者が市場の中で優位に立っていない)



不法投棄など不適正処理の横行

産業廃棄物に対する  
国民の不信感の増大

処理の破綻



環境負荷等の悪影響

## PPP (汚染者負担原則) に基づくべき姿

廃棄物 = 不要なもの



### 自己責任が伴う中での経済原則

排出事業者が最後まで責任を持つ

确实かつ適正な処理

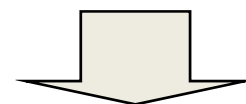
排出事業者が優良業者を選択  
(悪質業者が市場から淘汰される)



安全・安心できる適正処理の実現

産業廃棄物に対する  
国民の信頼の回復

循環型社会の構築



将来世代にわたる  
健康で文化的な生活の確保

## 構造を転換

### 累次の廃棄物処理法改正に基づく構造改革

- 排出事業者責任の徹底
- マニフェスト制度の強化
- 原状回復命令の拡充
- 不適正処理対策
- 処理業者・施設の許可要件の強化
- 罰則強化 (懲役5年、罰金1億円)
- 適正な処理施設の確保
- 廃棄物処理施設設置手続きの強化・透明化
- 優良な施設整備の支援
- 公共関与による補完 (廃棄物処理センター)

# 石綿を含む廃棄物の規制の現状

## 特別管理産業廃棄物

(飛散性のもの)

工作物に用いられる材料から除去された吹付けアスベスト

建築物から除去された吹付けアスベスト、アスベストを含む保温材、断熱材及び耐火被覆材

↓

〔ストック量 数十万トン〕  
1.8万t / 年発生(H16)  
4.2万t / 年発生(H17)  
7.2万t / 年発生(H18)

### 特別管理産業廃棄物の処理基準

(廃棄物処理法施行令等)

収集における梱包等

処分における溶融処理又は耐水性材料での二重梱包等

## 石綿含有産業廃棄物

(非飛散性のもの)

石綿スレート等の外装材、床タイル等

〔工作物の新築、改築又は除去に伴って生ずる産業廃棄物であって、石綿をその重量の0.1%を超えて含有するもの〕

↓

〔ストック量4,000万トン〕  
100万t / 年 以上発生

### 産業廃棄物の処理基準

(廃棄物処理法施行令等)

飛散防止措置をとること  
他の廃棄物と区分して収集、運搬、積替え、保管を行うこと  
溶融、無害化処理による処分  
中間処理としての破砕禁止  
一定の場所で分散しないように埋立処分し、覆土すること

## 石綿含有一般廃棄物

(非飛散性のもの)

日曜大工によって排出された石綿スレート等の外装材等〔工作物の新築、改築又は除去に伴って生ずる一般廃棄物であって、石綿をその重量の0.1%を超えて含有するもの〕

↓

〔年間数t 発生〕

### 一般廃棄物の処理基準

(廃棄物処理法施行令等)

飛散防止措置をとること  
他の廃棄物と区分して収集、運搬、積替え、保管を行うこと  
集じん設備により確実にダスト除去する中間処理  
一定の場所で分散しないように埋立処分し、覆土すること  
石綿含有家庭用品については通常の処理で飛散等の問題が生じないことを確認

### 石綿含有産業廃棄物の溶融施設

(許可施設として新設)

1,500度以上で溶融  
飛散防止措置

### 無害化処理施設

内容、者、施設の基準  
認定の手続き、廃止等の手続き

### ごみ処理施設

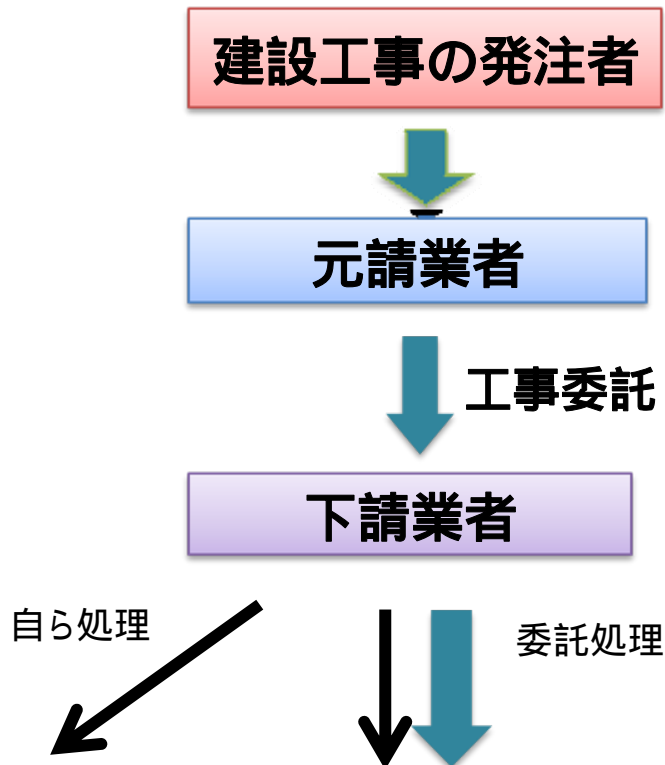
埋立処分・再生

## 2 . 適正処理対策

排出事業者責任

# 排出事業者責任の所在が不明確となるケース

## ■ 建設工事における事例



元請業者から下請業者への工事委託方式の違いによる廃掃法上の取扱い

元請業者から下請業者への工事委託方式	一部委託	全部委託
排出事業者となる者	元請業者	下請会社
下請業者が行う処理の位置づけ	委託処理	自ら処理
下請業者の処理業許可	必要	不要

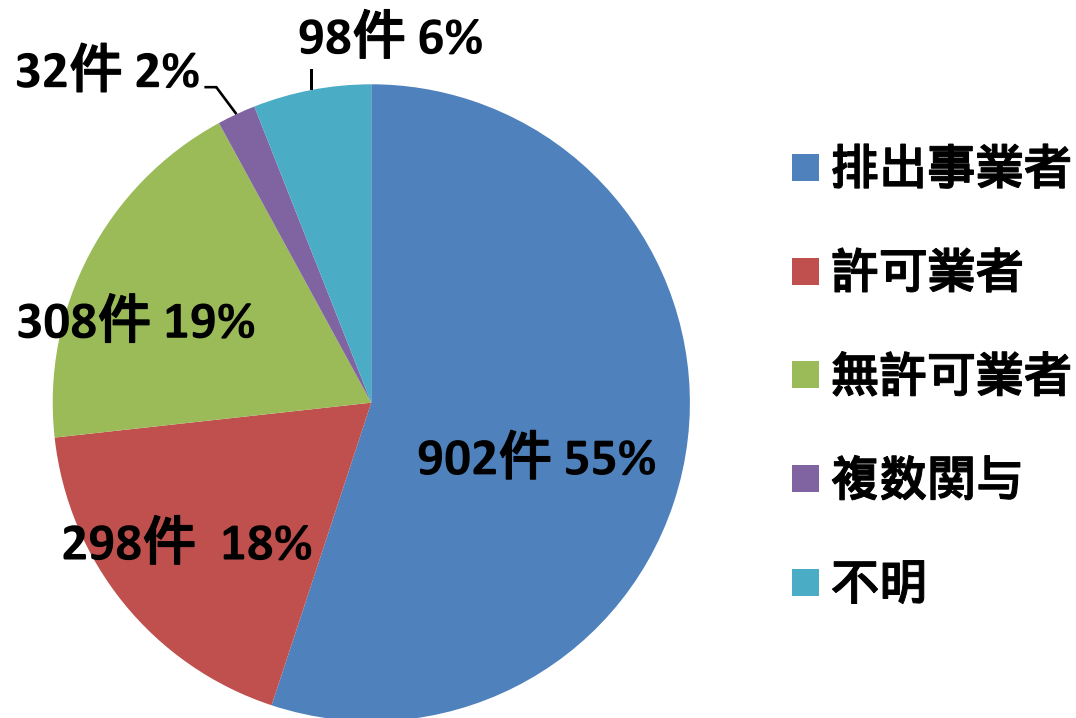
元請業者が自ら総合的に企画、調整及び指導を行っているとは認められないとき。



# 廃棄物の不適正処理（処理基準違反）の状況

## 処理基準違反の状況（平成18年度）

- ・産業廃棄物処理基準違反（第12条第1項）
- ・特管産廃処理基準違反（第12条の2第1項）



平成18年度総数：1,638件

# 不適正処理の現場

## 自社の資材置き場における不適正な処理



# マニフェスト制度について

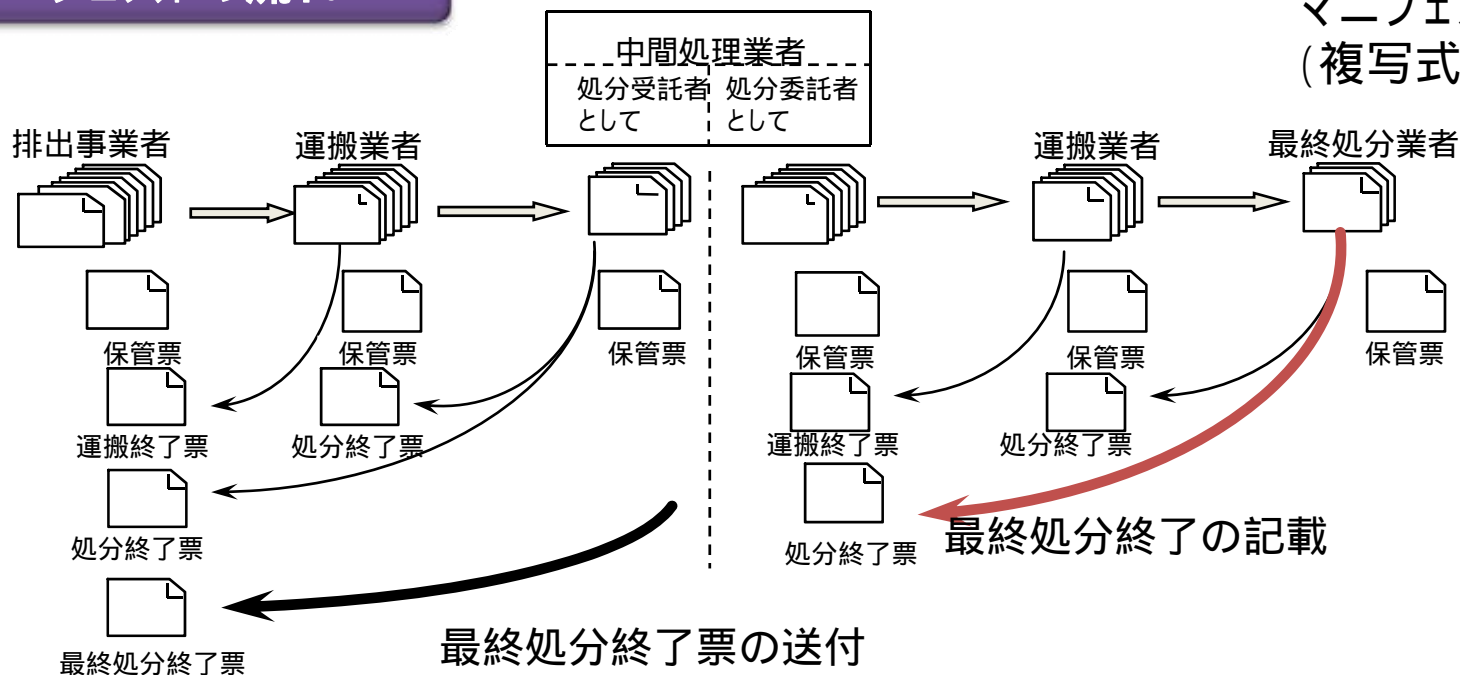
## マニフェスト制度とは

排出事業者が、産廃の処理を委託する際に、委託した内容どおりに処理されたか把握・管理・責任追及できるようにという趣旨。**排出事業者責任の徹底に資する。**

委託時に、産廃の種類・数量、収集運搬業者名、処分業者名などを記載した管理票(マニフェスト)を出し、委託先の業者は、自らの受託業務が終了したらその旨マニフェストに追記&委託者に写しを回付していく。

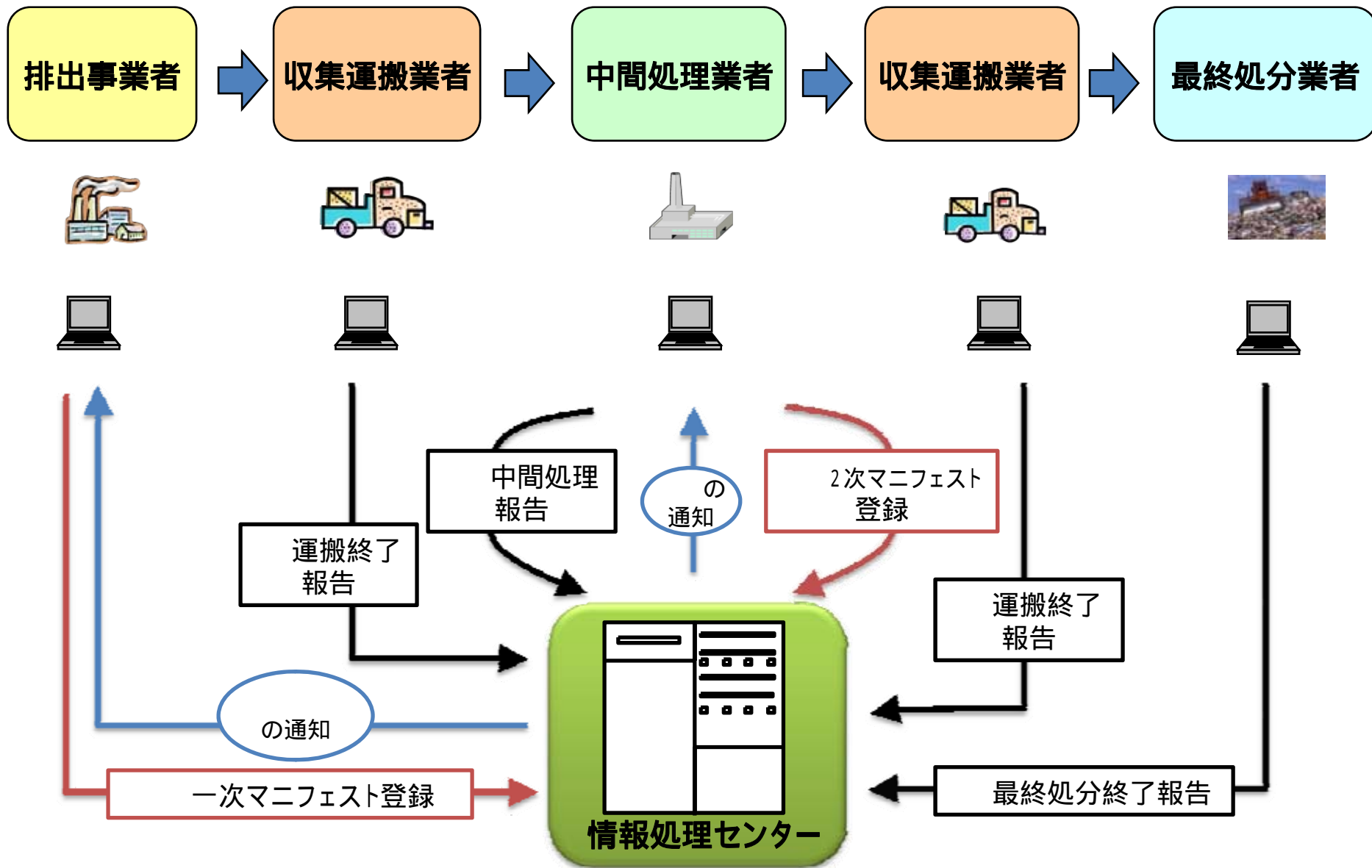


## マニフェストの流れ



マニフェスト  
(複写式で販売)

# 電子 manifests の流れ



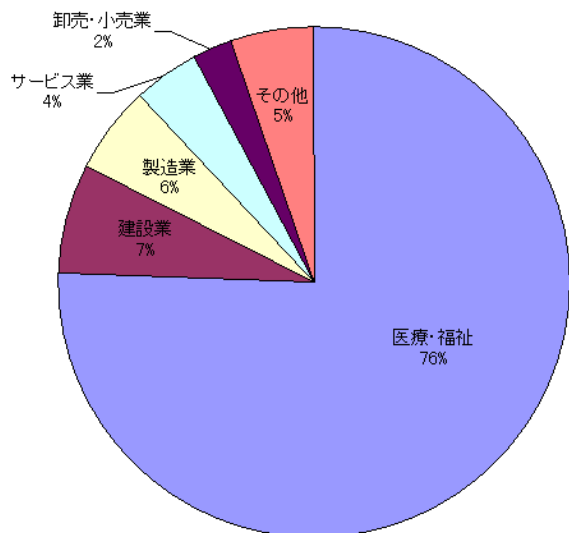
# 電子 manifests の普及状況

## 1) 電子 manifests 加入状況の推移

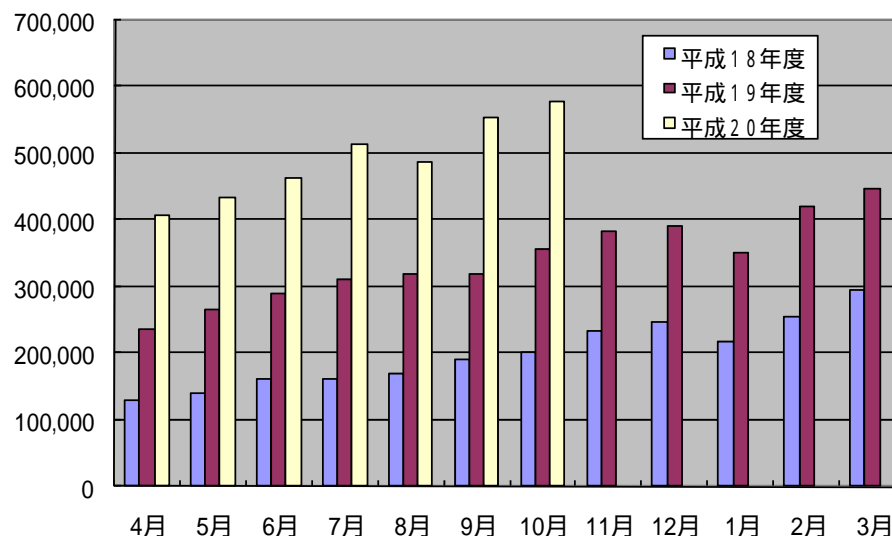
(平成20年10月31日現在)

年度	加入者数	加入者数の内訳			manifests年間登録件数	普及率
		排出事業者	収集運搬業者	処分業者		
平成16年度	2,978	1,019	1,009	950	1,137,785	2.5%
	(100%)	(34%)	(32%)	(32%)		
平成17年度	3,834	1,291	1,327	1,216	1,621,975	3.5%
	(100%)	(34%)	(34%)	(32%)		
平成18年度	7,784	4,083	1,921	1,780	2,388,069	5.3%
	(100%)	(52%)	(25%)	(23%)		
平成19年度	30,705	23,164	4,300	3,241	4,076,448	8.8%
	(100%)	(76%)	(14%)	(10%)		
平成20年度	37,666	28,802	5,164	3,700	3,430,923	-
	(100%)	(76.5%)	(13.7%)	(9.8%)		

## 2) 排出事業者業種区分(加入者数の構成比)



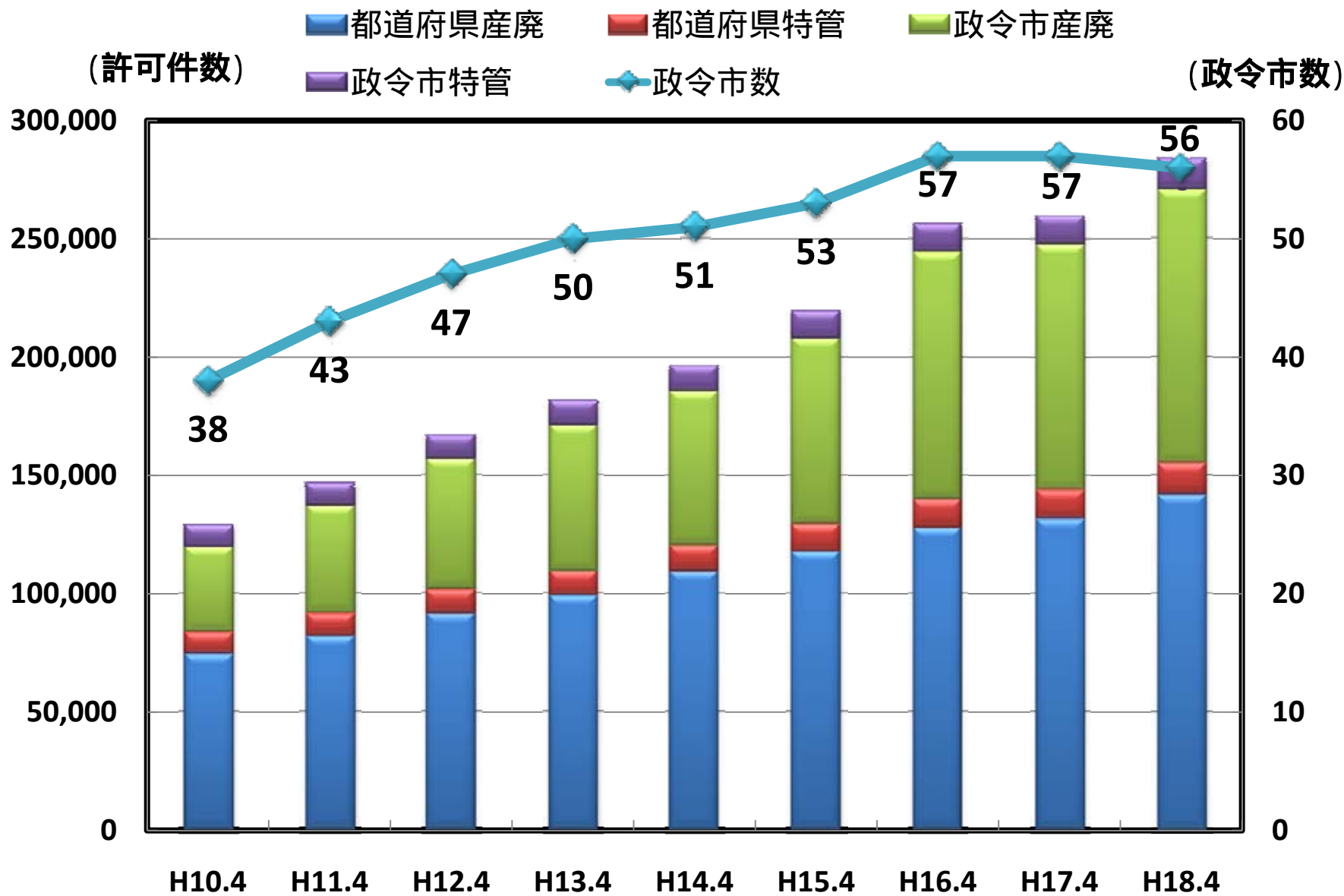
## 3) 月別電子 manifests 登録状況



## 2 . 適正処理対策

### 廃棄物処理業許可制度

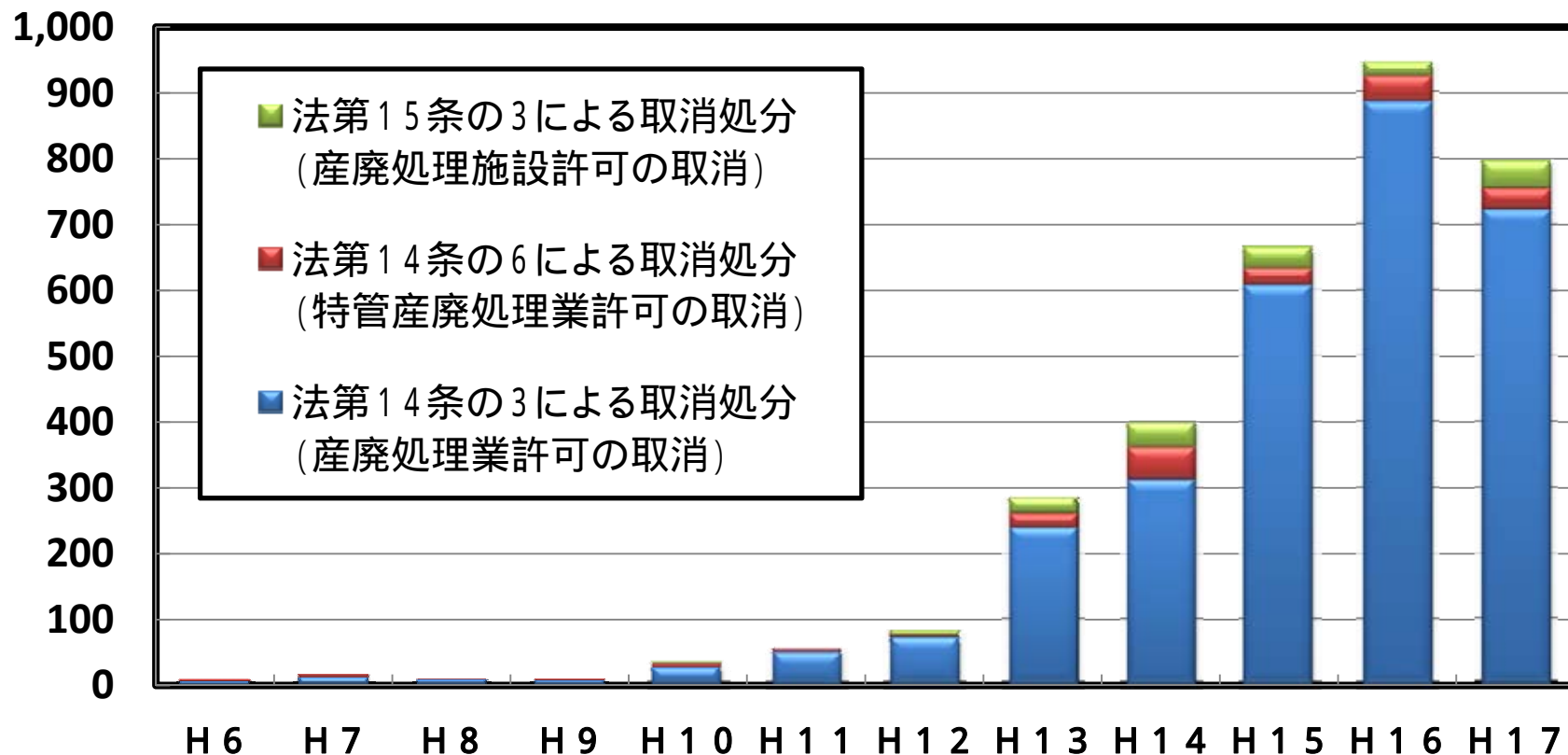
# 産業廃棄物処理業許可件数の推移



平成18年4月以前は保健所設置市

# 廃棄物処理法に基づく許可取消件数の推移

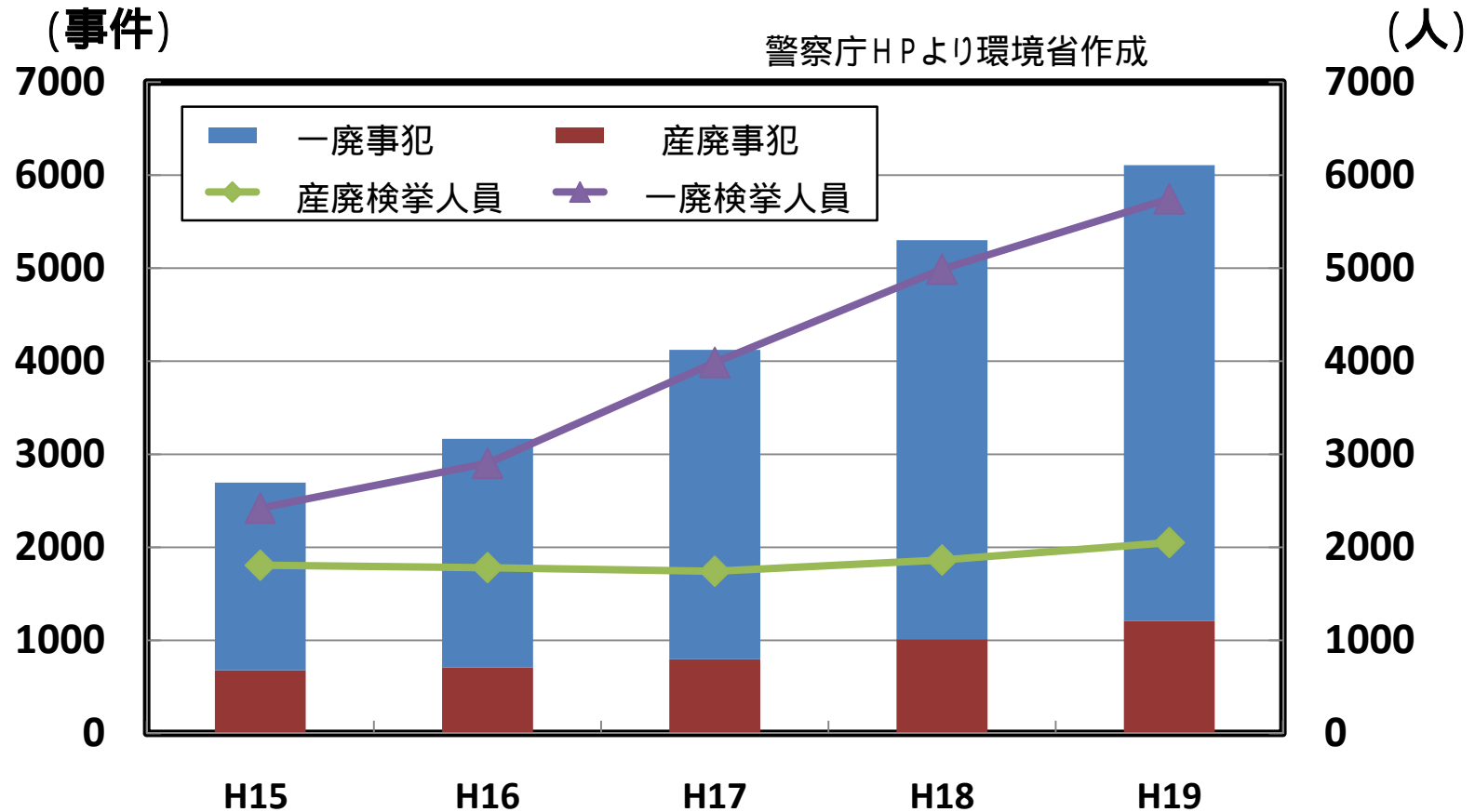
(件)



1. 平成12年の廃棄物処理法改正により、同年10月から廃棄物処理業及び処理施設の許可の取消し等の要件が追加されるなどの規制強化措置が講じられた。
2. 平成15年の廃棄物処理法改正により、同年12月から廃棄物処理業者及び処理施設設置者が許可の欠格要件に該当した場合に、取消しが義務化された。



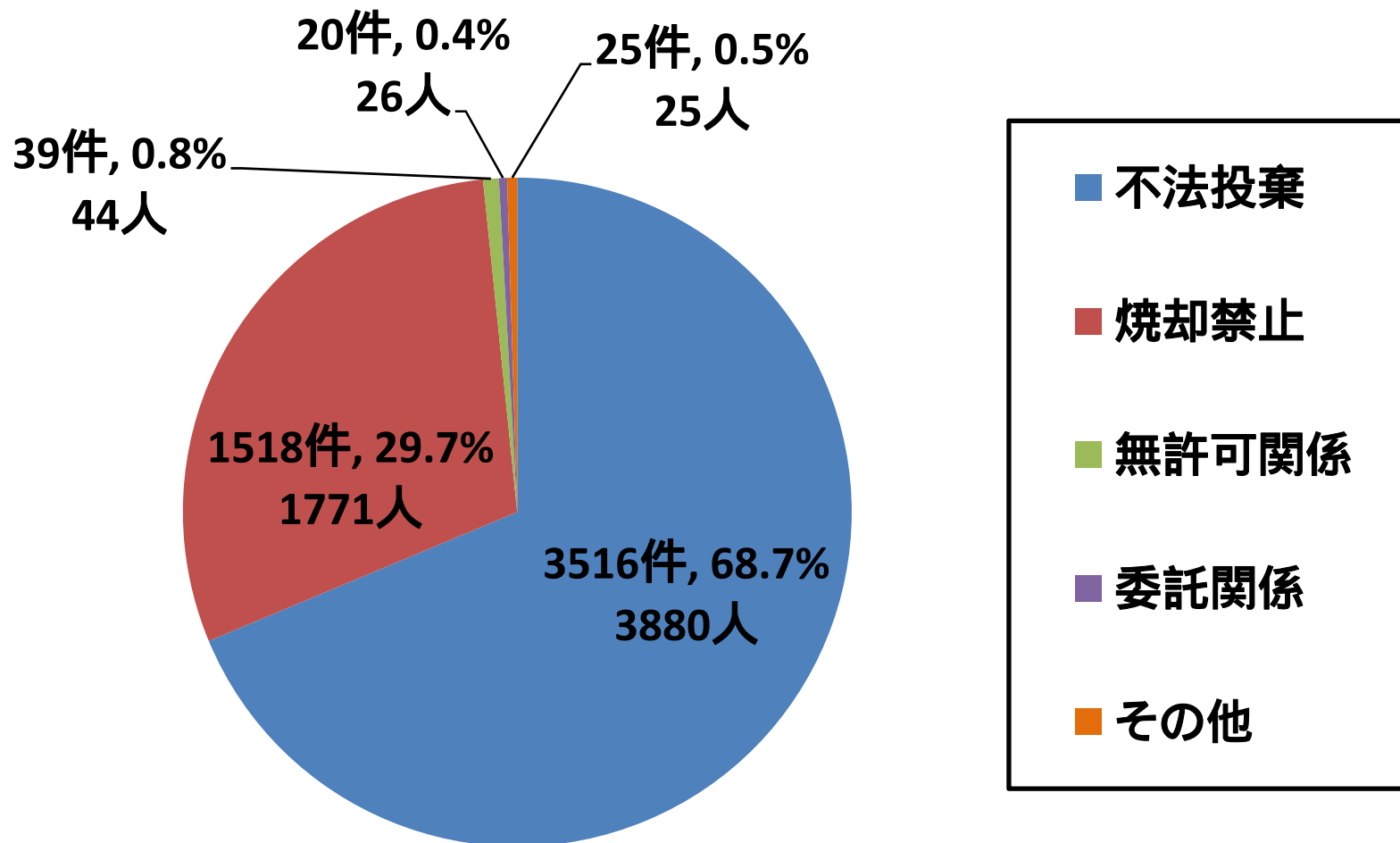
# 廃棄物事犯の検挙事件数



1. 不法投棄事犯等を中心とした廃棄物事犯に対する取締りを強化する「環境犯罪対策推進計画」(平成11年 警察庁)が策定され、本計画に基づく現地レベルでの取組が次第に強化されてきている。

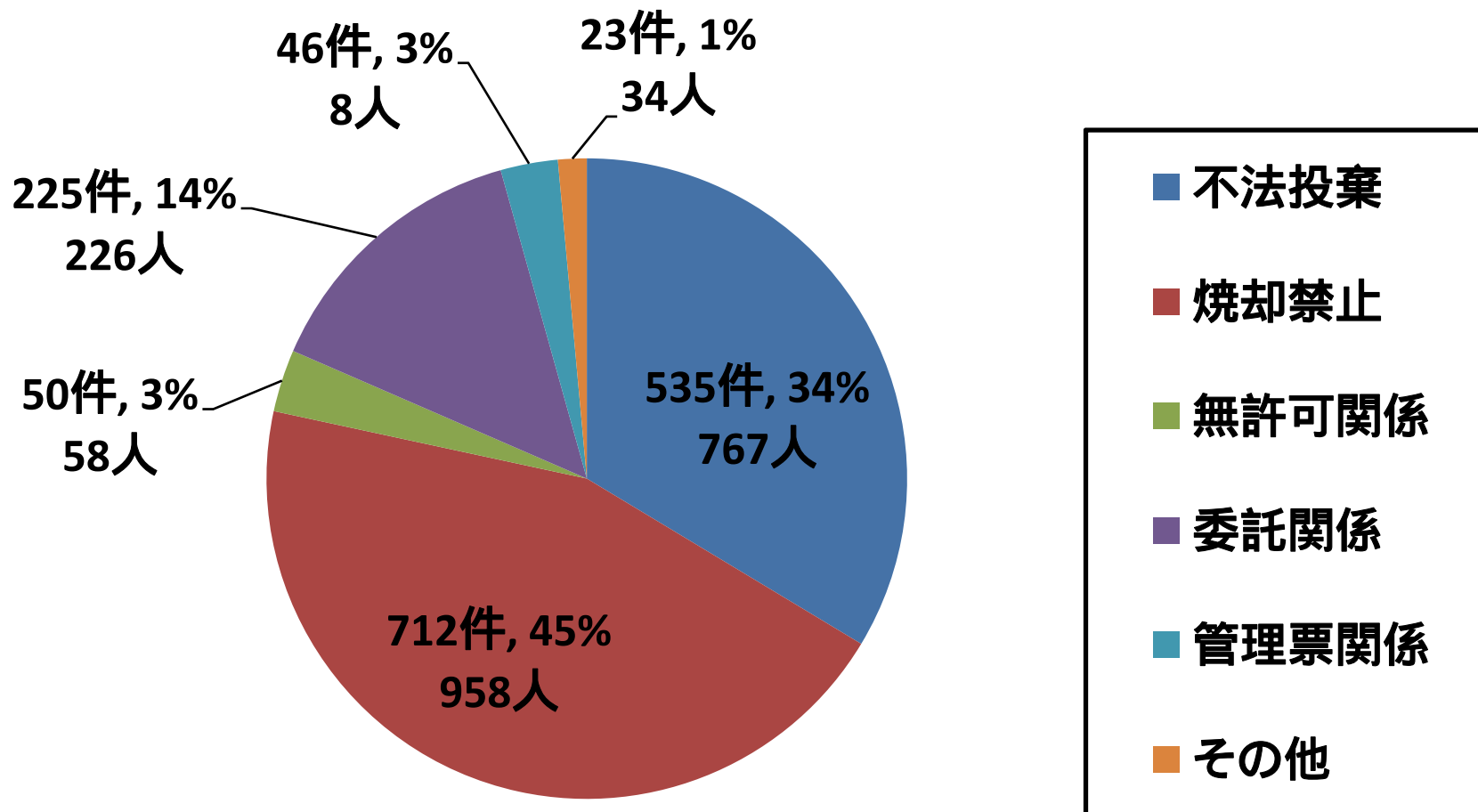
2. 平成12年の廃棄物処理法改正により、不法投棄について一般廃棄物と産業廃棄物の罰則上の区分が無くなり、法の適用が容易となった。

# 平成19年検挙件数の内訳（一般廃棄物）



一般廃棄物合計： 5118件、5746人

## 平成19年検挙件数の内訳（産業廃棄物）



産業廃棄物合計： 1591件、2051人

# 産業廃棄物処理業者優良性評価制度

認定主体:自治体 制度施行:平成17年10月

## < 優良性評価基準 >

遵法性:環境法令による改善命令、措置命令等の不利益処分を受けていないことなど

情報公開性:会社情報、許可の内容、施設の状況、処理の状況、財務諸表等をネットで公開

環境保全への取組:環境マネジメントシステムに係る規格等への適合

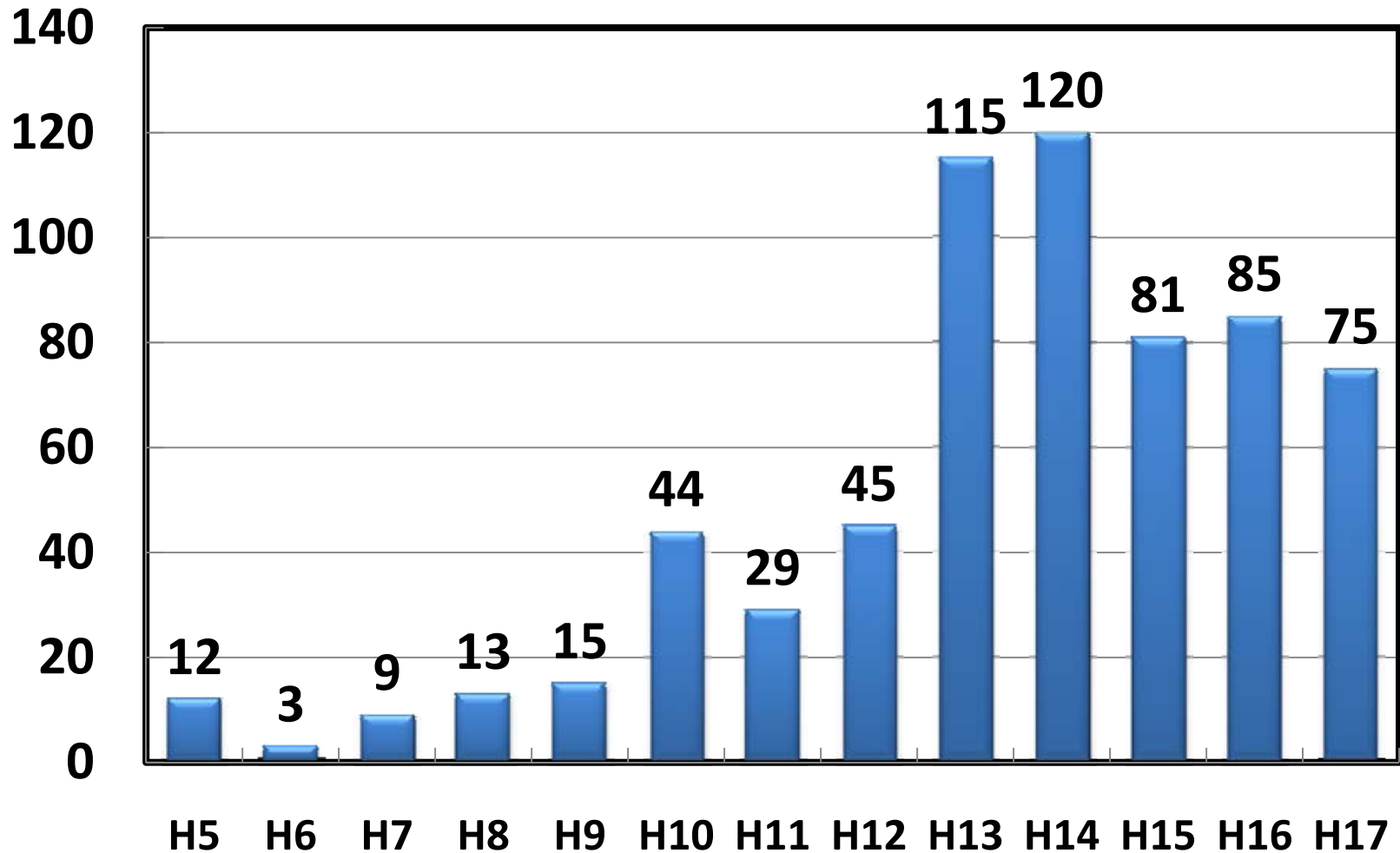
(平成20年10月31日現在)

	許可件数	事業者数
国の制度による適合確認	1,590件	242事業者
都道府県独自の制度による適合確認	570件	149事業者

適合確認されてから把握されるまで数週間程度要するため、数は暫定値です。

# 産業廃棄物に係る措置命令（19条の5） の発出件数の推移

(件)



## **2 . 適正処理対策**

### **廃棄物処理施設対策**

# 適正な廃棄物処理施設の確保

## 平成9年～17年の法改正の変遷

平成9年

- ・ 施設設置手続きの明確化(生活環境影響調査の実施等)
- ・ 維持管理状況の記録・閲覧制度、最終処分場の維持管理積立金制度の創設
- ・ 焼却施設の構造・維持管理基準の強化
- ・ 最終処分場の裾きり撤廃

平成12年

- ・ 施設許可要件に人的要件追加
- ・ 施設許可の取消要件に廃棄物処理法違反等を追加
- ・ 譲受け等の許可制の創設
- ・ 廃棄物処理センターによる産業廃棄物処理施設の整備支援

平成15年

- ・ 産業廃棄物処理施設において、処理を行っている産廃と同様の性状を有する一定の一廃を処理する場合に、届出をもって一廃処理施設の設置を可能とする制度の創設

平成16年

- ・ 最終処分場跡地等で土地の形質変更を行う際の事前届出制度創設

平成17年

- ・ 最終処分場の維持管理積立金制度の対象をすべての許可処分場に拡大

# 廃棄物処理施設設置許可手続について

## 申請者

### 申請に必要な資料

- ・申請書 - 氏名、設置場所 - 施設の設置計画 - 施設の種類 - 施設の維持管理計画 等
- ・設置することが周辺の生活環境に及ぼす影響についての調査結果書

申請

都道府県・政令市

- ・施設設置に伴う大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭、地下水に係る調査項目の現況
- ・自然的条件及び社会的条件の現況
- ・生活環境への影響の程度の分析結果 等

### 公告縦覧手続

- ・施設設置場所、施設種類等の公告縦覧
- ・申請書及び生活環境影響調査結果書の公告縦覧
- ・関係市町村長の意見聴取
- ・利害関係者は意見書を提出することができる

生活環境保全上必要な条件を付することができる。

### 許可の基準

- ・設置計画及び維持管理計画が周辺の生活環境の保全等について適正な配慮がなされたものであること
- ・申請者の能力が設置及び維持管理を的確かつ継続的に行うに足りるものであること
- ・申請者が業の許可と同様の欠格要件に該当しないこと

専門的知識を有する者の意見聴取

許可

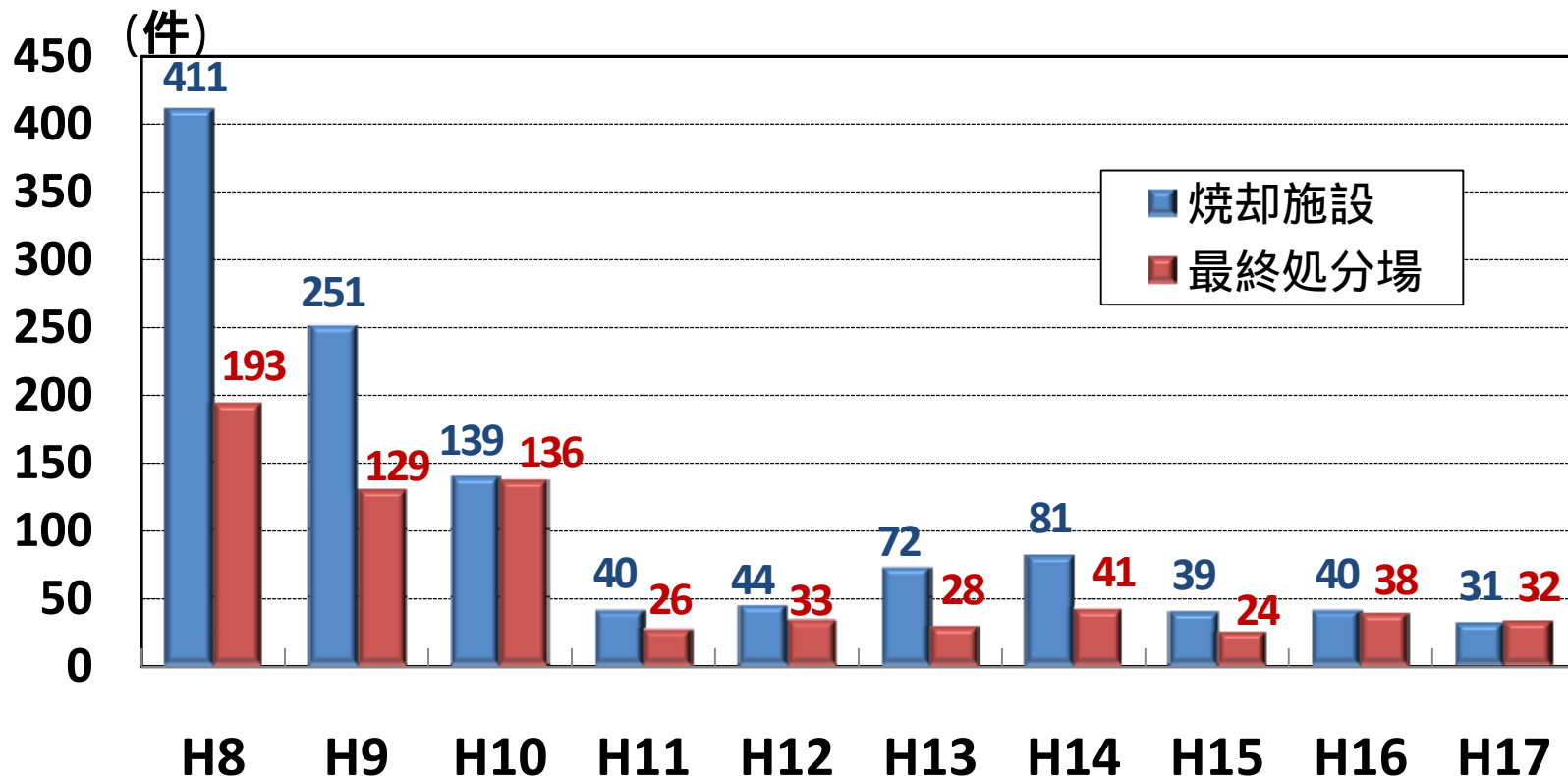
施設建設

使用前検査

稼働



# 産業廃棄物処理施設の新規許可件数



## 焼却施設

平成9年12月 構造基準及び維持管理基準の強化(ダイオキシン対策)

平成10年6月 施設許可手続の強化(生活環境影響調査の義務づけ、告示・縦覧)

## 最終処分場

平成9年12月 面積要件の撤廃(規模の裾切りの撤廃)

平成10年6月 施設許可手続の強化(生活環境影響調査の義務づけ、告示・縦覧)

# 最終処分場維持管理積立金制度

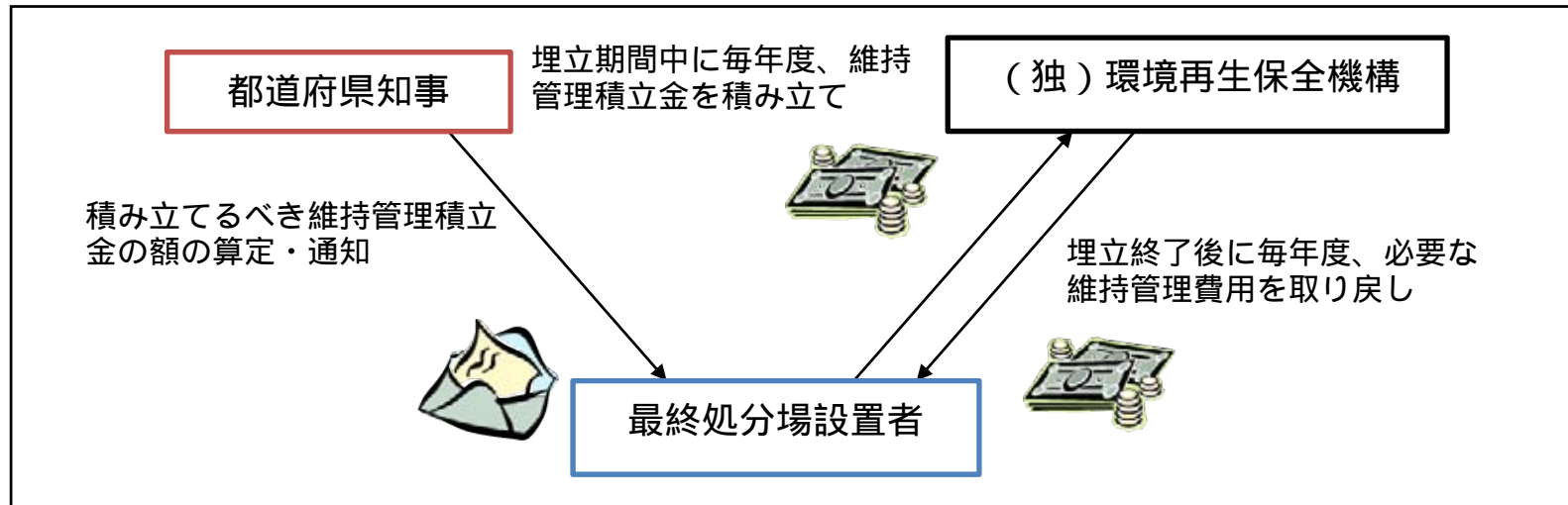
## 制度の趣旨

最終処分場は、埋立終了後は収入がなくなる一方で、埋立終了後、廃止までの間、必要な維持管理を行わなければならないため、埋立終了後の最終処分場の適正な維持管理を確保するため、最終処分場の設置者に対し、埋立終了後に必要となる維持管理費用をあらかじめ積み立てることを義務づけるもの。

## 制度の仕組み

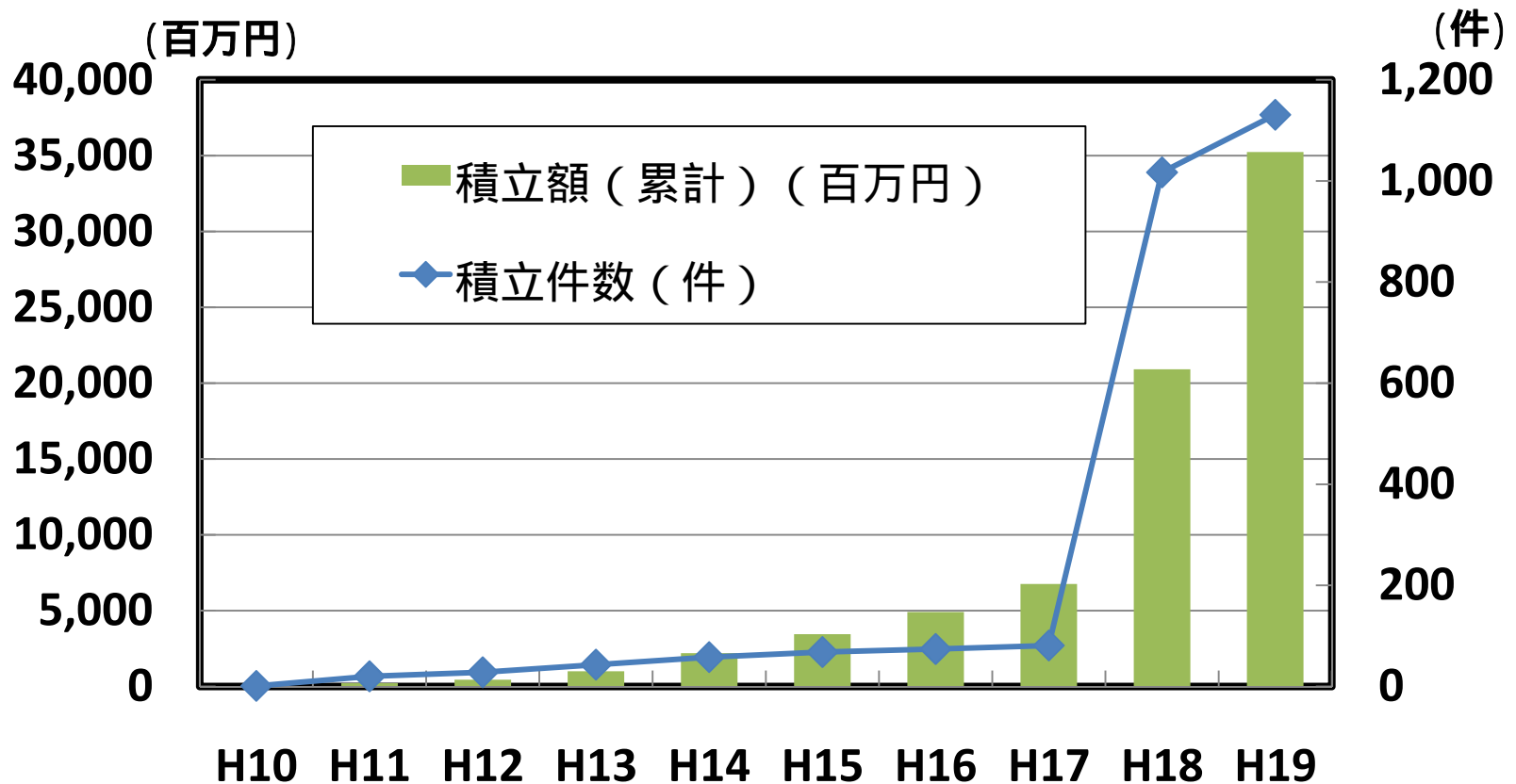
最終処分場の設置者は、埋立期間中、毎年度、都道府県知事が通知する額の金銭を、独立行政法人環境再生保全機構に積み立てる。

最終処分場の設置者は、埋立終了後、毎年度、維持管理費用を独立行政法人環境再生保全機構から取り戻す。



# 最終処分場維持管理積立金の積立状況

## 積立額(累計)及び積立件数



平成17年の法改正により、最終処分場の維持管理積立金制度の対象を全ての許可処分場に拡大

# 最終処分場が放置され問題となった事例について

- A市に設置されたB事業者のC処分場(安定型)について、A市が立入検査を行ったところ、著しい容量超過が判明。
- A市はB事業者に対し、改善命令を発出したが、B事業者には命令を履行する資力が無く休眠状態に。
- A市は周辺住民の不安解消のため、C処分場についての維持管理を代行。
  - ✓ 浸透水及び周縁地下水の水質測定
  - ✓ 表出している廃棄物の飛散防止措置
- A市は施設の設置者ではないため、当該維持管理にかかる経費について維持管理積立金を取り戻すことができない。

同様の問題は、設置者が許可取消処分を受けた場合や行方不明となった場合などにも起こり得る。

